

一般社団法人 日本歯科医学教育学会 役員選出規則

第1章 総則

(適用)

第1条 当法人（以下、「本会」という。）の役員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(役員を選出時期)

第2条 本会の役員を選出は、この規則に従い、4年ごとに行う。

ただし、理事については、定款第30条第1項の規定に基づき、選出後2年後に開催される社員総会において再任の承認を受けることにより、4年を1期として運用する。

(選出の方法)

第3条 役員候補者の選出は、代議員の選挙によって行う。

2 本会の選挙管理委員会が役員候補者の選挙（以下、「選挙」という。）を管理する。

第2章 理事候補者及び監事候補者の選出

(立候補できる者)

第4条 代議員は、役員就任の意思確認を経て、理事候補者に立候補することができる。

2 選挙が行われる年の6月1日現在の年齢が70歳未満で、かつ会員歴10年以上の正会員は、役員就任の意思確認を経て、監事候補者に立候補することができる。

3 選挙管理委員会は被選挙権を持つ有権者に対し、役員就任の意思確認を行う。

(理事候補者選挙の投票方法)

第5条 投票は、有権者1名につき3名以内連記とする。

(監事候補者選挙の投票方法)

第6条 投票は、有権者1名につき2名連記とする。

(候補者の通知)

第7条 理事長は、当選した理事候補者、監事候補者の氏名を、代議員に対し、役員を選任する社員総会までに通知する。

(欠員の補充)

第8条 選挙により選出され、社員総会で選任された理事及び監事につき、その任期中に欠員を生じた場合に備えて、選挙における次点者数名を補欠理事候補者及び補欠監事候補者として、理事会の議を経て社員総会で補欠理事及び補欠監事として選任することができる。

(非選挙理事の選出)

第9条 理事長は、代議員の中から3名まで理事を推薦することができる。

2 前項の理事の選出には、第10条に定める理事長選出のための理事会後、理事会と社員総会の承認を得なければならない。

第3章 理事長及び副理事長の選出

(理事長の選出)

第10条 理事長は、理事会において、理事の投票によって選出する。

（常務理事の選出）

第11条 理事長は理事の中から常務理事を指名する。

- 2 常務理事に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の常務理事を選出しなければならない。

（副理事長の選出）

第12条 理事長は常務理事の中から副理事長を指名する。

- 2 副理事長に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の理事を指名しなければならない。

（役員選挙結果の公表）

第13条 理事会は選挙結果を、なるべく速やかに、適切な方法で公表する。

（選挙の疑義）

第14条 役員選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

（規則の変更）

第15条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

附則

1. 本規則は、一般社団法人日本歯科医学教育学会として登記の日より施行する。
2. 本規則は、令和2年7月19日より改正施行する。